<参考資料>

2 財主財第115号 令和2年8月28日

殿

東京都副知事

 多羅尾
 光
 睦

 梶
 原
 洋

 武
 市
 敬

 宮
 坂
 学

 (公印省略)

令和3年度予算の見積りについて(依命通達)

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。また、国内外の感染症の動向が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動などに鑑みれば、今後の景気動向は不透明な情勢であり、最大限の注視が必要である。

元来、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあることに加え、令和元年度税制改正において地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられたことにより、都財政への影響が拡大することが見込まれており、今後の財政環境は一層厳しくなることが予想される。

こうした中にあっても、今日の都政には、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化や、東京 2020 大会の延期への対応など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨災害・大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応、待機児童の解消や女性活躍支援など、誰もが安心して暮らし、人がいきいきと輝き活躍する社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた観光振興など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していくための取組や、「ゼロエミッション東京」の実現や気候変動対策など、SDG s やサステナブル・リカバリー (持続可能な回復) の視点も踏まえつつ、東京ひいては日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

さらには、官民の連携のもと、Society 5.0の社会実装に向けた取組の推進や、ICT人材の育成強化、AI、IoT、5Gなどの技術革新をいち早く取り込むことで、デジタル化を加速させ、都民生活の豊かさや生産性を向上させるとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越えたその先を見据えた東京の構造改革を進めるなど、新しい社会を創り上げていくための取組を推進することも重要である。

こうした施策を着実に実現し、都政がなすべき役割を果たしていくためには、各局が緊密に連携して知恵を絞ることに加え、行政にない発想を活用していくほか、テレワークの推進、行政手続のオンライン化、ICTを活用した業務の効率化など都政の構造改革を進めるとともに、創意工夫を凝らしてより一層無駄を無くすなど賢い支出を徹底することが不可欠である。

そのため、新たな施策について、その有効性や効率性を十分に吟味することはもとより、既存の施策についても、必要性・緊急性を見極め、見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、事業評価の取組を一層強化していく。その上で、基金や都債といったこれまでに培ってきた財政の対応力を発揮させ、今後の財政運営にもしっかりと目を配りながら、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和3年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」 や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと 第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構 造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、

健全な財政基盤を堅持すること

第三に、東京 2020 大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代ヘレガシーを継承していくことを基本として編成することとする。したがって、令和3年度予算の見積りに当たり、各局は、この方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

- 1 令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越え、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めると同時に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持、さらには東京 2020 大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代ヘレガシーを継承していくため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。
- (1)都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化 し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味 するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図る など、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとすること。

事業評価については、ICTの導入に当たり、費用対効果の検証とともに、実効性確保の視点を含めた評価を行うなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢の変化を踏まえた見直しや政策評価との連携強化を実施するなど、その取組の更なる強化を図ること。

(2)「『未来の東京』を見据えた都政の新たな展開について~構造改革を梃子 として~」において示された長期戦略については、「長期戦略の策定につい て(依頼)」(令和2年8月28日付2政計計第287号)に基づき、事業案を 作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、感染症対策や構造改革の取組をはじめ、新規事業に係る経費についてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、これまでの取組の状況や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

- (3)「都政の構造改革」の取組については、「都政の構造改革の実施方針について(依命通達)」(令和2年8月28日付2政計計第286号、2戦 I 企第352号、2総行革行第250号、2総人調第54号、2財主財第122号)に基づき、「都政のデジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進を梃子とすることで、「都政のクオリティー・オブ・サービス (QOS)」を飛躍的に向上させ、都民の期待を上回る価値を提供するため、従来の発想を転換し、仕事の進め方や制度、仕組みなどを抜本的に見直すとともに、デザイン思考、アジャイル思考を徹底し、改革を推進していくこと。
- (4) これまでに事業化した大学研究者、都民及び職員による事業提案については、東京に集積されている知や都民・職員の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案及び事業構築に活かすという制度の趣旨を踏まえ、成果等を検証した上で、より実効性の高い施策の構築につなげていくこと。

なお、大学研究者による事業提案のうち、計画に基づく2年目以降の経費については、計画の執行状況等を踏まえた所要額を見積もること。

また、「新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア募集」 については、新型コロナウイルス感染症により浮き彫りとなった社会的課題の解決に向け、多様な主体が協働で取り組むことが重要であるため、様々な主体から寄せられたアイデアを都の施策に反映すべく、積極的に検討を図ること。

- (5)経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。 なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見 直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。
 - ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・ 単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見 積額とすること。
 - イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・ 検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任にお いて規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として令和2年度 予算額に対して10パーセント減の範囲内で過去の決算等を踏まえて所 要額を見積もること。
 - ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から

徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の 決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精 査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として令和2年度予算額の範囲内とするが、これにより難いときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

- エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等 の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に 財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。
- (6)全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を 迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、 一層無駄を無くすとともに、事業の有効性・実効性の確保につなげていく こと。
- (7) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく 見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存 事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に 向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。
- 2 職員定数については、業務におけるデジタル技術の活用を図るなど、業務 執行方法の見直しを図るとともに、重要課題に重点的に人員を配置する観点 から、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ること。

あわせて、組織の専門性や人員の流動性を高めるため、専門領域における特定任期付職員や会計年度任用職員などの活用を進め、重層的で機動性の高い執行体制を構築すること。

3 東京都政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都 政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これま で以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の 変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直し を行うとともに、デジタルトランスフォーメーションをはじめとした多様な 視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢の変化を踏まえるなど事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても検証の上、適切に評価を行うこと。

また、政策連携団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、事業協力団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を通じた事後検証を踏まえ、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町 村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の更なる適正化などの観点から、 個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、あらゆる施設について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、東京2020 大会時に使用した設備等の再利用を検討するなど手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを 十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

6 情報システムについては、行政手続のオンライン化など住民サービスの向上や、ICTを活用した業務の効率化の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

7 国際会議への参加、海外他都市等の調査及び職員からの企画提案等による 海外の調査研究については、職員の視野を広げ、先進事例を学ぶことにより 都における新たな施策展開につながるため、オンラインでの参加も含めて検 討を図ること。

なお、その経費及び国際競争力強化プロジェクトで得られた知見等を施策 に反映させる経費の要求に当たっては、効率性・実効性等について十分に分 析・検証を行うこと。

- 8 「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン〜職員誰もが生活 と仕事の調和を実現できる「都庁働き方改革」の推進〜」の趣旨を踏まえ、 超過勤務の縮減に引き続き努める一方で、時間外勤務手当については、実績 等を踏まえて適切に見積もること。
- 9 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。
- (1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を 図ることにより、収入の確保に努めること。
- (2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。
- (3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。
- (4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。
- (5)貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化 を図ることにより、収入の確保に努めること。
- (6)集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金の活用に努めること。
- 10 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たす

ものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

11 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる 企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、 職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同 一の基調に立って、予算原案を作成されたい。 別 紙

区分	経費の内容
義務的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの ① 給与関係費(時間外勤務手当等を除く。) ② 公債費及び過年度分利子補給経費 ③ 税連動経費及びこれに準ずる経費
自律的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局が その責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経 費 ① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費(情報システム 経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。)、 法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費 ② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの
政策的経費	事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費
指定事業	一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと 考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリング の枠外とすることができる。
- ② 自律的経費における特定財源が確実に増となると見込まれることにより、 一般財源が前年度よりも10%以上減となる事業については、シーリングの 枠外とすることができる。

- ③ 政策的経費における特定財源が確実に増となると見込まれることにより、 一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの 枠外とすることができる。
- ④ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

令和3年度 予算編成方針

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。また、国内外の感染症の動向が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動などに鑑みれば、今後の景気動向は不透明な情勢である。

都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあることに加え、令和元年度税制改正において地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられたことにより、今後も厳しい財政環境が続くことが想定される。

こうした中にあっても、今日の都政には、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化や、安全安心な東京 2020 大会の開催に向けた準備など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨災害・大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応、待機児童の解消や女性活躍支援など、誰もが安心して暮らし、人がいきいきと輝き活躍する社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

同時に、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、「ウィズ・コロナ」時代における観光振興など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していくための取組や、「ゼロエミッション東京」の実現や気候変動対策など、SDGsやサステナブル・リカバリー(持続可能な回復)の視点も踏まえつつ、東京ひいては日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

さらには、官民の連携のもと、Society 5.0の社会実装に向けた取組の推進や、デジタル人材の育成強化、AI、IoT、5Gなどの技術革新をいち早く取り込むことで、デジタル化を加速させ、都民生活の豊かさや生産性を向上させるとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越えたその先を見据えた東京の構造改革を進めるなど、新しい社会を創り上げていくための取組を推進することも重要である。

こうした施策を着実に実現し、都政がなすべき役割を果たしていくためには、各局が緊密に連携して知恵を絞ることに加え、行政にない発想を活用していくほか、テレワークの推進、行政手続のオンライン化、デジタル技術を活用した業務の効率化など都政の構造改革を進めるとともに、創意工夫を凝らしてより一層無駄を無くすなど賢い支出を徹底することが不可欠である。

そのため、新たな施策について、その有効性や効率性を十分に吟味することはもとより、 既存の施策についても、必要性・緊急性を見極め、見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、事業評価の取組を一層強化していく。 その上で、基金や都債といったこれまでに培ってきた財政の対応力を発揮させ、今後の 財政運営にもしっかりと目を配りながら、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和3年度予算は、厳しい財政環境の中にあっても、都民の命を守ることを最優先としながら、東京の経済を支え、その先の未来を見据えて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算として、

- 1 将来にわたって成長し続ける都市・東京の実現に向けて戦略的な取組を果敢に進めていく、加えて、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組むとともに、この間、 浮き彫りとなった課題に的確に対処していくこと
- 2 社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、持続可能な財政運営に努めること
- 3 東京 2020 大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、 次世代ヘレガシーを継承していくこと

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 将来にわたって成長し続ける都市・東京の実現に向けた戦略的な取組に加え、新型コロナウイルス感染症対策などに財源を重点的に配分する。また、東京の未来を切り拓く 羅針盤となる長期戦略の令和3年度事業費については、確実に計上する。併せて、東京2020大会の開催準備経費を計上する。
- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に 創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評 価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、デジタル技術の導入に当たり、費用対効果の検証とともに、実効性確保の視点を含めた評価を行うなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、「新しい日常」に対応するための事業見直しや政策評価との連携強化を実施するなど、その取組の更なる強化を図る。

(1)経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を

行う。

(2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

- 3 「都政の構造改革」の取組については、「都政のデジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進を梃子とすることで、「都政のクオリティ・オブ・サービス(QOS)」を飛躍的に向上させ、都民の期待を上回る価値を提供するため、従来の発想を転換し、仕事の進め方や制度、仕組みなどを抜本的に見直すとともに、都民や職員の意見を聞きながら取り組み(デザイン思考)、対話しながら継続的改善(アジャイル)を徹底し、改革を推進していくための所要額を計上する。
- 4 これまでに事業化した大学研究者、都民及び職員による事業提案については、東京に 集積されている「知」や都民・職員の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出 に資する政策立案及び事業構築に活かすという制度の趣旨を踏まえ、成果等を検証した 上で、より実効性の高い施策の構築につなげていく。

また、「新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア募集」については、 新型コロナウイルス感染症により浮き彫りとなった社会的課題の解決に向け、多様な主 体が協働で取り組むことが重要であるため、様々な主体から寄せられたアイデアを都の 施策に反映すべく、積極的に検討を図り、所要額を計上する。

- 5 組織定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、長期戦略に係る重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。
- 6 政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

また、政策連携団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを 通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

7 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。

- 8 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を 含め、年間収入見込額を計上する。
- 9 都債については、将来の財政負担に配慮しつつ、投資的経費等の財源として、充当可能な事業に対して積極的に活用する。
- 10 基金については、3つのシティ実現に向けた施策展開に必要な財政需要への対応を図るとともに、税収動向などを勘案しながら中長期的な視点に立って適切な活用を図る。
- 11 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 12 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 13 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 14 特別会計(準公営企業会計を含む。)については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。

2 財主財第260号令和3年4月1日

殿

東京都副知事

多羅尾 光 睦 牂 武 市 敬 営 公印省略)

令和3年度予算の執行について(依命通達)

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況 にある。また、国内外の感染症の動向が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融 資本市場の変動などに鑑みれば、今後の景気動向は不透明な情勢である。

都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、景気動向に 左右されやすい不安定な構造にあることに加え、令和元年度税制改正において地方法 人課税における新たな偏在是正措置が講じられたことにより、今後も厳しい財政環境 が続くことが想定される。

こうした中にあっても、今日の都政には、新型コロナウイルス感染症対策や安全安心な東京 2020 大会の開催に向けた準備など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨災害・大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応、待機児童の解消や女性活躍支援など、誰もが安心して暮らし、人がいきいきと輝き活躍する社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

同時に、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、「ゼロエミッション東京」の実現や気候変動対策など、SDGsやサステナブル・リカバリー(持続可能な回復)の視点も踏まえつつ、東京ひいては日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

さらには、官民の連携のもと、デジタル化を加速させ、都民生活の豊かさや生産性 を向上させるとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越えたその先を見据えた東 京の構造改革を進めるなど、新しい社会を創り上げていくための取組を推進することも重要である。

このような状況にあって、都がなすべきことは、「『未来の東京』戦略」に掲げる施策を着実に実現し、行政にない発想を活用していくほか、「シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード戦略」に掲げられた改革の基本理念や改革実践の視点を踏まえ、都政の構造改革を進めるとともに、創意工夫を凝らしてより一層無駄を無くすなど賢い支出を徹底することが不可欠である。

こうしたことから、令和3年度予算は、厳しい財政環境の中にあっても、都民の命を守ることを最優先としながら、東京の経済を支え、その先の未来を見据えて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算と位置付け、

第一に、将来にわたって成長し続ける都市・東京の実現に向けて戦略的な取組を果敢に進めていく、加えて、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組むとともに、この間、浮き彫りとなった課題に的確に対処していくこと。

第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、持続可能な財政運営に努めること。

第三に、東京 2020 大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会と して実施し、次世代ヘレガシーを継承していくことを基本として編成した。

令和3年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の効果を早期に発現させるため、施策目的の趣旨に沿って速やかに執行を図り着実に実施する必要がある。また、新しい日常を定着させ、オンライン会議やテレワークの推進などによる業務執行上の工夫などを図りつつ、都政が、都度直面する課題に対し、時機を逸することなく、柔軟かつ的確に対応していかなければならない。

加えて、予算の執行過程においても、一つひとつの事業について、効果を最大限に 発揮させるとともに、経費の節減などによりこれまで以上に効率的な執行となるよう、 職員一人ひとりが、日々の業務において、従来にも増して創意工夫を凝らし、賢い支 出に積極的に取り組む必要がある。さらには、政策評価及び事業評価などを通じ、歳 入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行うことが重要である。そして、これ らの取組による改善の方策については、令和3年度予算の執行のみならず、令和4年 度予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、 下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

第1 全般的事項

1 都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、政策評価及び 事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性をより一層高める努力や 工夫を徹底して行い、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的 確に反映していくこと。

また、政策評価及び事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計(準公営企業会計を含む。)についても、多面的な検証を行い、その結果を執行、歳入確保などに的確に反映していくこと。

- 2 デジタルガバメント・都庁の基盤構築に向けたコア・プロジェクト及び 各局リーディング・プロジェクトなどの「都政の構造改革」の取組に係る 事業については、「シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード 戦略」に掲げられた改革の基本理念や改革実践の視点を十分踏まえ、予算 の執行などに的確に反映していくこと。
- 3 予算の執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について十分に検証し、 その結果を的確に反映していくこと。

第2 歳出について

- 1 「令和3年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「『未来の東京』戦略」に基づく取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく早期執行を図るとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。
- 2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その 経済性、効率性を確保することはもとより、都民ファーストの視点に立ち、あら ゆる創意工夫により経費の一層の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、

各局の責任の下で不断の見直しを行うこと。

3 投資的経費については、豪雨災害対策や無電柱化の推進など災害に強いまちづくり、都市機能を進化させる骨格幹線道路等のインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と施工時期等の平準化など計画的な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

4 東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進するなかで、予算執行の過程においても、継続的にコスト縮減を図るなど、不断の 見直しを行うこと。

また、共同実施事業については、共同実施事業管理委員会において、経費精査やコスト管理、執行統制の強化等を行うことはもとより、更なるコスト縮減に向けた取組を徹底すること。

5 政策連携団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、 効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、政策連携団体を通じて実施している都事業についても、政策評価 及び事業評価を行い、これまでの取組状況、成果等の分析・検証を進め、 その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、政策連携団体以外の団体を通じて実施している都事業についても政策評価及び事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

6 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局 において必要な経費の一部を保留すること。

第3 歳入について

1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握 し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的 な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税収確保に向け た取組を推進すること。

2 国庫支出金については、都市基盤の整備や感染症対策など、ハード・ソフト両面において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛けを行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止など国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、政策 評価及び事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に 向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

第4 特別会計

特別会計(準公営企業会計を含む。)については、施策の効率性・実効性を 一層向上させる観点から、政策評価及び事業評価を行い、その結果を執行な どに的確に反映させていくこと。

第5 予算関係事案の処理について

- 1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しよう とする場合は、財務局に協議すること。
- (1) 次に掲げるものに係る事案
 - ア 都政運営に関する一般方針の確定
 - イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更 及び廃止
 - ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定
 - エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更

及び廃止

- (2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案
- (3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案
- (4) 用地会計による用地取得に係る事案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に財務局長が指定する事案
- 2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部 各課長(財政課長、予算各課長及び公債課長)に対して行うこと。

使用料・手数料の改定等

1 一般会計

(1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に 関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。 このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

(2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5倍を限度として改定を行います。

(3) 対象条例等の数及び影響額

区			分	対象条例等の数	影響額(億円)			
				<i>7</i> ,	対象末例寺の数	初年度	平年度	
料	額	の	改	定	7	0.9	0.9	
料	額	の	新	設	3	0. 0	0. 1	
合				計	1 0	0. 9	1. 0	

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 都立公園の占用料

電柱 (特別区・1本・月額) 1,146円 → 1,149円 標識 (特別区・1本・月額) 819円 → 820円

○ 霊園施設の使用料

染井霊園 一般埋蔵施設(1 m^2) 1,701,000円 \rightarrow 1,704,000円 雑司 $_{\tau}$ 谷霊園 短期収蔵施設(1 箇所) 174,000円 \rightarrow 154,000円 多磨霊園(遺骨) 樹林型合葬埋蔵施設(1 体) 【新設 91,000円

○ 海上公園の土地の使用料

晴海ふ頭公園 (1 m²・月額) 1,155円 → 1,732円 春海橋公園 (1 m²・月額) 1,140円 → 1,057円

② 料額を新たに設けるもの

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの (工場等用途以外の非住宅部分・モデル建物法)

110,700円

令和2年度最終補正予算(案)(追加分) 及び令和3年度補正予算(案)について

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制及び経済活動と都民生活を 支えるセーフティネットの強化・充実など、直近の感染状況を踏まえ、実効 性のある対策を迅速に実施するとともに、国の補正予算(令和3年1月成立) に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上します。

【補正予算の柱】

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- 3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組

2-1 財政規模【令和2年度最終補正予算(案)(追加分)】

(1)補正予算の規模

								or 4.		_	1	
	分	最終補	正予算	1月29日	発表分	今回:	追加分	既定 ⁻	予 昇	計		
60 0	=1		億円		億円		億円		億円		ſ	意円
一般会	計	Δ1,	4 8 9	Δ2,	7 4 2	1,	253	9兆6,	7 5 9	9兆5,	2 7	0
4+ 01 0	=1		億円		億円		億円		億円		ſ	意円
特別会	計	Δ1,	5 8 2	Δ1,	5 8 2	-	_	6兆	1 5 2	5兆8,	5 7	0
<u> </u>	√ = 1		億円		億円		億円		億円		ſ	意円
公営企業会	会計		1 0		8		2	2兆	8 9 3	2兆	9 0	3
	=1		億円		億円		億円		億円		f	意円
合	計	Δ3,	061	Δ4,	3 1 6	1,	2 5 5	17兆7,	8 0 4	17兆4,	7 4	3

(2) 補正予算の財源(一般会計)

区分	歳出	国	庫支	出	金基	政 金	· · · · ·	調入	整金	福 基	业先 金	進都 繰	市	実現金
6n. ∧ =1	億円			1	億円				億円					億円
一般会計	1,253		1,	8 5	4		Δ	2 2	3 7			Δ	. 3	1 4

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

2-2 財政規模【令和3年度補正予算(案)】

(1) 補正予算の規模

区分	今 回 補 正	令和3年1月29日発表 当初予算(案)	計
60 0 =1	億円	億円	億円
一般会計	1,401	7兆4,250	7兆5,651
4+ []	億円	億円	億円
特別会計	—	5兆8,317	5兆8,317
ハ ²⁴	億円	億円	億円
公営企業会計	1 5	1兆9,012	1兆9,027
	億円	億円	億円
合 計	1, 4 1 6	15兆1,579	15兆2,995

(2) 補正予算の財源(一般会計)

	区	分		歳	出	国丿	車3	支出	金泉	調繰り	整金人	福祉基	上先近 金	生都 禄	市実 入	現金	諸	収	入
	ήΠ.	_	=1		億円			億	門		億円				億	円			億円
	般	会	計	1,	4 0 1		1,	1 4	5	•	1 9			2	3	7		0.	0 1

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3-1 補正事項【令和2年度最終補正予算(案)(追加分)】

	区 分	今回補正
1	新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策	999 億円
	感染拡大の防止に向けた取組	854 億円
	「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】	854 億円
	医療提供体制等の強化・充実	12 億円
	医療従事者に対する特殊勤務手当への支援【福祉保健局】	10 億円
	都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給【病院経営本部】	2 億円
	区市町村と一体となった対策	133 億円
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(特別区分)【総務局】	133 億円
2	経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実	256 億円
	経済活動を支えるセーフティネット	△276 億円
	「東京都家賃等支援給付金」の支給【産業労働局】	△276 億円
	都民生活を支えるセーフティネット	532 億円
	生活福祉資金貸付事業補助【福祉保健局】	532 億円
	合 計	1,255 億円

⁽注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3-2 補正事項【令和3年度補正予算(案)】

区 分	今回補正
新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策	1,255 億円
感染拡大の防止に向けた取組	44 億F
相談体制の確保(コールセンター・発熱相談センター)【福祉保健局】	16 億日
感染防護具の備蓄【福祉保健局】	15 億日
新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備 【福祉保健局】	10 億日
医療従事者等への新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備 【福祉保健局】	3 億日
妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.2 億円
医療提供体制等の強化·充実	1,136 億F
診療体制の確保支援【福祉保健局】	18 億日
PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担 【福祉保健局】	57 億日
高齢者・障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業 【福祉保健局】	16 億日
検査体制の強化【福祉保健局】	5 億日
都保健所における即応体制の整備 【福祉保健局】	2 億日
保健所支援体制の強化【福祉保健局】	11 億日
新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の東京ルールの運用 【福祉保健局】	1 億 🗎
救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策への支援【福祉保健局】	7 億日
民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保【福祉保健局】	86 億日
感染症法に基づく医療費等の公費負担【福祉保健局】	2 億
患者受入に向けた空床確保料の補助 【福祉保健局】	647 億日
感染した医師に代わり診療を行う医師派遣体制の確保 【福祉保健局】	0.1 億日
休業となった医療機関に対する継続・再開支援【福祉保健局】	0.1 億日
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援【福祉保健局】	27 億日
都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給【病院経営本部】	7 億
都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給(公営企業会計支出金)【財務局】	7 億
宿泊施設活用事業【福祉保健局】	195 億日
宿泊療養施設への入所調整【福祉保健局】	1 億
自宅療養の適切な実施に向けた支援【福祉保健局】	15 億日
医療従事者への宿泊先確保支援【福祉保健局】	0.9 億日
新型コロナウイルス感染症の重点医療機関等の体制整備 【福祉保健局】	18 億円
新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営 【福祉保健局・病院経営本部】	10 億円
新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営(公営企業会計支出金)【財務局】	1億円
新型コロナウイルス感染症入院医療確保のための後方支援病床確保事業【福祉保健局】	0.7 億日
新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業 【福祉保健局】	0.6 億日
東京iCDCの感染症対策推進に向けた調査【福祉保健局】	0.3 億日
区市町村と一体となった対策	76 億F
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(特別区分)【総務局】	47 億日
区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業【福祉保健局】	25 億日
 新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援事業【福祉保健局】	4 億日

	区 分	今回補正
2	経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実	160 億円
	経済活動を支えるセーフティネット	10 億円
	新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業【産業労働局】	0.1 億円
	新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業【産業労働局】	6 億円
	芸術文化活動の幅広い支援【生活文化局】	4 億円
	都民生活を支えるセーフティネット	150 億円
	東京都生活応援事業~コロナに負けない!~【総務局】	125 億円
	東京都出産応援事業~コロナに負けない!~【福祉保健局】	25 億円
3	感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組	0.9 億円
	サテライトオフィス利用促進事業【産業労働局】	0.2 億円
	宿泊施設テレワーク利用促進事業【産業労働局】	0.2 億円
	多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供【産業労働局】	0.5 億円
	合 計	1,416 億円

⁽注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

令和2年度最終補正予算(案)(追加分その3) 及び令和3年度補正予算(案)(追加分)について

1 補正予算の主旨

- 〇 都内の飲食店等に対して、リバウンド防止期間中の4月1日から4月21日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給します。
- O あわせて、医療機関へ融資を実施する金融機関に対する利子補給について、執行状況等を踏まえ、所要額を追加計上します。
- このため、令和3年第一回定例会に補正予算を追加提案します。

2-1 財政規模【令和2年度最終補正予算(案)(追加分その

Ī			最終補正			_			
	区	分	取於無止 予算	1月29日	2月18日	3月5日	今回	既定予算	計
			J [′] 昇	発表分	発表分	発表分	追加分		
ſ			億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	一般	会計	59	Δ2, 742	1, 253	1, 548	— (債務負担行為 19億円)	9兆6, 759	9兆6, 818

2-2 財政規模【令和3年度補正予算(案)(追加分)】

(1) 補正予算の規模

		14 T 7 M			1月29日発表	=1
区分		補正予算	2月18日発表分	今回追加分	当初予算(案)	計
άΠ	. ^ = I	億円	億円	億円	億円	億円
一般	会計	2, 475	1, 401	1, 074	7兆4, 250	7兆6, 725

(2) 補正予算の財源

	区	分	歳	出		国	庫	支	出	金	財	政 調	整基	生金	: 繰	入	金
Γ	一般会計				億円					億円						ſ	意円
					1, 074				9	98						-	76

- (注) 1 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。
- (注) 2 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

〇「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」 3 1,068億円 の支給【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、リバウンド防止期間中の4月1日から4月21日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」(一律84万円)を支給

(協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止 徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要)

〇 新型コロナウイルス感染症緊急対応資金融資③ 6 億円利子補給【福祉保健局】(② 債務負担行為19億円)

新型コロナウイルス感染症の流行により減収等の影響を受けた医療機関 へ融資を実施する金融機関に対する利子補給について、 執行状況等を踏まえ、所要額を追加計上

区 分	補正前予算	今回補正予算	補正後予算
③歳出額	6億円	6億円	12億円
②債務負担行為の限度額	17億円	19億円	35億円

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算について

- 感染力の高い変異株 (N 5 0 1 Y) による感染者数が都内で急増する中、 都は国に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、決定されま した。
- こうしたことを踏まえ、検査体制の強化や飲食店等に対する徹底点検を 含め、都独自の施策を速やかに実施するとともに、「営業時間短縮に係 る感染拡大防止協力金」を支給するなど、時機を逸することなく対策を 実施していきます。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に 基づき本日4月9日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区分	今回補正	既 定 予 算	計
一般会計	億円 2, 583	^{億円} 7兆6,725	^{億円} 7 兆 9 , 3 0 8
	2, 363	1960, 123	7 96 9, 30 8

【補正予算の財源】

	区	分		歳	出	国庫支出金	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	福祉先進都市実現 基 金 繰 入 金	諸 収	入
					億円	億円	億円	億円		億円
_	般	会	計	2,	5 8 3	2, 318	1 2 2	1 4 3	0.	0 1

- (注) 1 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。
- (注) 2 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【補正事項】

	区 分	今回補正
1	新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策	2,576 億円
	感染拡大の防止に向けた取組	2,530 億円
	「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 【産業労働局】	2,379 億円
	飲食店等に対する徹底点検・サポート【総務局】	11 億円
	中小企業等による感染症対策助成事業【産業労働局】	42 億円
	高齢者・障害者支援施設等への集中的検査の実施【福祉保健局】	87 億円
	戦略的検査強化事業 【福祉保健局】	10 億円
	医療提供体制等の強化・充実	46 億円
	ゴールデンウィークにおける入院医療体制の確保支援事業【福祉保健局】	15 億円
	ゴールデンウィークにおける診療・検査体制の確保支援事業【福祉保健局】	31 億円
2	経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実	7 億円
	経済活動を支えるセーフティネット	7 億円
	飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	7 億円
3	感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組	0.5 億円
	多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供【産業労働局】	0.5 億円
	合 計	2,583 億円

⁽注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策 2.576億円

◆ 感染拡大の防止に向けた取組

2.530億円

〇「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 2.379億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、重点措置期間中の営業時間短縮の要請を実施することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止 徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要)

○ 飲食店等に対する徹底点検・サポート

11億円

都内飲食店等の感染防止対策に係る徹底的な点検や支援の取組を、 重点措置の実施に合わせて短期集中的に実施

〇中小企業等による感染症対策助成事業

4 2 億円

コロナ対策リーダーを置く飲食店など、都内中小企業・グループ等を対象に、 各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症 対策を行う際の経費を助成

〇 高齢者・障害者支援施設等への集中的検査の実施

8 7 億円

重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用する施設の職員等を対象として 集中的・定期的にPCR検査を実施

〇 戦略的検査強化事業

10億円

感染者が確認された場合、クラスター化等が懸念される集団に対し、 感染者の早期探知により、感染拡大を早期に防止するため、集中的・定期的に PCR検査を実施 ◆ 医療提供体制等の強化・充実

46億円

○ゴールデンウィークにおける入院医療体制の確保支援事業

15億円

医療機関における人員体制の確保が困難となるゴールデンウィークに、 新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れる医療機関を支援

〇 ゴールデンウィークにおける診療・検査体制の確保支援事業

3 1 億円

ゴールデンウィークに新型コロナウイルス感染症の診療・検査を実施する 都内の診療・検査医療機関及びそれらの機関と連携し開所する調剤薬局を支援

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実

7億円

◆ 経済活動を支えるセーフティネット

7億円

〇 飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 7億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、

業態転換に取り組む都内飲食事業者を支援するため、

宅配やテイクアウトサービス等を新たに開始する際の初期費用等を助成

3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組

0.5億円

○ 多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供

0.5億円

テレワークを一層推進し、都心への人流を抑制するため、 多摩地域の宿泊施設を活用し、希望者にサテライトオフィスとして安価に提供

緊急事態措置の適用に係る補正予算について

- 感染力の高い変異株 (N501Y) による感染が拡大する中、都は 国に対し、「緊急事態措置」の適用を要請し、決定されました。
- これを踏まえ、都内の事業者に対して休業や営業時間の短縮を要請 することに伴い、感染拡大防止協力金の支給などを実施します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に 基づき本日4月23日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区分	今回補正	既定予算	計
48 6 -1	億円	億円	億円
一般会計	1, 192	7兆9,308	8兆 501

【補正予算の財源】

区分	歳出	国庫	支 出 金	財 政 基 金	調繰入	整金
	億円		億円			億円
一般会計	1, 192		8 9 8		2	9 4

- (注) 1 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。
- (注) 2 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【補正事項】

〇 飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止 330億円 協力金」の支給【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給

(営業時間短縮に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン 遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・ 登録等が必要)

〇「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」 の支給【産業労働局】

638億円

都内の飲食店以外の大規模施設(建築物の床面積1,000㎡超)に対して、 緊急事態措置期間中の休業を要請することに伴い、全面的に協力頂いた 事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「休業要請を行う 大規模施設に対する協力金」を支給

〇「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」 224億円 の支給【産業労働局】

都内の飲食店以外の中小規模施設(建築物の床面積1,000㎡以下)等に対して、緊急事態措置期間中の休業の協力を依頼することなどに伴い、全面的に協力頂いた中小企業等の事業所などを対象として「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」を支給

〇 休業要請等対象施設に対する状況調査【総務局】 0.1億円

都内の飲食店等に対して緊急事態措置期間中の休業を要請することに伴い、 取組状況について把握するため、昼間の営業状況等の調査を都内全域において 新たに実施

令和3年度予算概要

令和3年4月発行

編集·発行 東京都財務局主計部財政課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5388-2669